

# 入 札 説 明 書

宮崎県が行う県税データエントリー業務の委託に係る一般競争入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

入札に参加する者は、下記事項を熟知の上で入札しなければならない。この場合において、当該説明書等について疑義がある場合は、下記 12 に掲げる者に説明を求めることができる。ただし、入札後に仕様等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

## 1 公告日 令和 7 年 3 月 10 日

## 2 一般競争入札に付する事項

- (1) 業務件名 県税データエントリー業務委託
- (2) 予定件数
  - ① 2 バイト文字を含まないデータ (80 バイト) 126 千件
  - ② 2 バイト文字を含むデータ (80 バイト) 127 千件
- (3) 業務の特質等 県税データエントリー業務委託仕様書による。
- (4) 履行期間 令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで
- (5) 委託場所 宮崎県総務部税務課 企画管理担当  
宮崎市橘通東 2 丁目 10 番 1 号  
電話番号 0985(26)7020

### (6) 入札の方法

(1) の業務について入札を実施する。

入札金額は、(2)の①及び②について、1 件 (80 バイト) 当たりで見積もった単価に各予定件数を乗じて算出した金額の合計額を記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載した金額に消費税及び地方消費税の額を加算した金額 (1 銭未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額) をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税及び地方消費税に相当する額を控除した金額を入札書に記載すること。

## 3 競争入札に参加する者に必要な資格

この競争入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 地方自治法施行令 (昭和 22 年政令第 16 号) 第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 宮崎県の物品の買入れ等の契約に係る競争入札参加資格者名簿に登載されている者で、業種がサービス (役務の提供) に関する業種で、営業種目が電算業務で種目がデータエントリーであること。
- (3) 過去に国 (公団等を含む。) 又は地方公共団体 (公社を含む。) と種類、規模をほぼ同じくする契約を締結し、誠実に履行した実績等がある者であること。
- (4) プライバシーマークを取得している者であること。
- (5) 入札公告の日から契約締結するまでの間に、宮崎県からの受注業務に関し、指名停止等の措置を受けていないこと。
- (6) 入札説明書に示す業務の特質を理解し、これを確実に実施することができる者であること。

#### 4 入札参加資格の確認

この競争入札に参加しようとする者は、上記3の資格要件を満たすことを証明する書類を、**別記様式1及び様式2**により提出しなければならない。

なお、提出期限、提出場所及び提出方法は、以下のとおりとする。

- (1) 提出期限 令和7年3月21日(金)午後5時
- (2) 提出場所 宮崎県総務部税務課 企画管理担当 宮崎市橋通東2丁目10番1号
- (3) 提出方法  
持参又は郵送(書留郵便に限る。)。ただし、郵送の場合は、提出期限までに到達したものを有効とする。
- (4) 入札参加資格確認結果の通知  
入札参加資格の確認結果は、令和7年3月25日(火)までに通知する。

#### 5 入札説明会

入札説明会は実施しない。ただし、本件入札に関する質問及び県税データエントリー業務についての質問は、令和7年3月21日(金)まで随時受け付ける(開庁日の午前9時から午後5時まで)。

#### 6 入札及び開札

- (1) 入札及び開札の場所及び日時
  - ① 場所 宮崎県庁附属棟3階 304号室
  - ② 日時 令和7年3月27日(木) 午後1時30分
- (2) 入札に参加する者は、**別記様式3**による入札書(以下「入札書」という。)を持参により提出しなければならない。電話、電報、ファクシミリその他の方法による入札は認めない。
- (3) 代理人が入札を行う場合は、**別記様式4**による委任状を提出するほか、入札書に入札者の氏名又は名称若しくは商号(法人の場合は代表者の職氏名)、代理人であることの表示及び当該代理人の氏名を記載して押印(外国人の署名を含む。以下同じ。)をしておかなければならない。
- (4) 入札書は封筒に入れ密封し、かつ、封皮に氏名(法人の場合はその名称又は商号)を記載しなければならない。
- (5) 入札者又はその代理人は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について押印をしなければならない。なお、入札書の表記金額は訂正できない。
- (6) 入札者が連合し、又は不穏な挙動をする等の場合で競争入札を公正に執行することができない状態にあると認めるときは、入札の執行を延期し、又は取り消す。
- (7) 入札金額は、委託内容に係る一切の諸経費を含めた額とする。
- (8) 開札には、入札者又はその代理人が立ち会わなければならない。
- (9) 開札をした場合において、落札者がいない場合は直ちに再度の入札を行う。

#### 7 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金  
入札金額の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次のいずれかに該当すると認められる場合は、入札保証金の納付が免除される。
  - ① 保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約(年間発注予定金額の100分の5以上)を締結し、その証書を提出する場合
  - ② 落札者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められる場合
- (2) 契約保証金  
契約金額の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次のいずれかに該当すると認められる場合は、契約保証金の納付が

免除される。

- ① 保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約（年間発注予定金額の100分の10以上）を締結し、その証書を提出する場合
- ② 契約を締結しようとする者が、契約を締結しようとする日の属する年度前の2か年度の間、国（公団等を含む。）又は地方公共団体（公社等を含む。）と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、これらを全て誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合

## 8 入札の効力

次の入札は無効とする。

なお、無効となる入札をした者は再度の入札に参加することができない。

- (1) 入札参加資格がない者のした入札
- (2) 同一人が同一事項についてした2通以上の入札
- (3) 2人以上の者から委任を受けた者が行った入札
- (4) 入札書の表記金額を訂正した入札
- (5) 入札書の表記金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱した又は不明な入札
- (6) 入札条件に違反した入札
- (7) 連合その他不正な行為があった入札

## 9 再度入札

再度入札の回数は、1回とする。

なお、次のいずれかに該当する者は、再度入札に参加することができない。

また、再度入札を辞退しようとするときは、辞退する旨を記載した入札書を提出しなければならない。

- (1) 初度入札に参加しなかった者
- (2) 初度入札に入札をしなかった者

## 10 落札者の決定の方法

- (1) 予定価格の範囲内の価格をもって入札した者のうち、最低価格の入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。

## 11 契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

## 12 本件入札に関する問合せ先

宮崎県総務部税務課 企画管理担当  
宮崎市橘通東2丁目10番1号  
電話番号 0985(26)7020

## 13 その他

この競争入札による委託業務は、当該業務に係る令和7年度宮崎県一般会計予算の成立を条件とする。